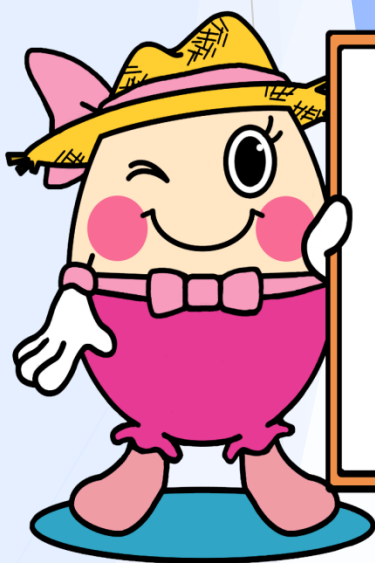


令和3年度 定住賃貸住宅新築支援金 パンフレット

受付：令和3年4月1日（木）～
令和4年1月31日（月）

☆予算に達し次第、受付を終了する場合があります。



受付・お問い合わせ
遊佐町役場
地域生活課 管理係
0234-72-5883(直通)



～定住住宅新築支援金の概要～

支援金の対象者

- ◇ 交付申請書提出段階において工事に着手していないこと。
- ◇ 町内の定住を促進する為、賃貸住宅（アパート、マンション、戸建て賃貸住宅等）を新築しようとする、所有者となる法人又は個人の方。
- ◇ 同種類別の補助制度等を利用しないこと。
- ◇ 申請者及び同一世帯の人全員に税等の滞納がない方。
- ◇ 暴力団員でない方。

支援金の対象となる賃貸住宅

- ◇ 町内に新築する、賃借の契約に基づき他人に貸し出すことを目的とした、アパート・マンション・貸家を対象とします。
- ◇ 各戸に玄関、トイレ、浴室、台所が設置されていること。
- ◇ 所有者自ら又は親族等に限定して入居させるための住宅、社宅は対象になりません。
※所有者自らが入る管理室等を設置する場合、その部屋のみ支援金対象となりません。

支援金の補助額

集合住宅タイプの場合	◇入居可能戸数	×	120万円/戸
戸建てタイプの場合	◇入居可能棟数	×	170万円/棟

支援金の上限額

1,000万円

※玄関・トイレ・浴室・台所が設置されていない箇所は、入居可能戸数には含めません。

申請者の名義について

- ◇ 契約を締結した方が複数の場合、その中から代表者1名を選択してください。

支援金の計算方法

◇ 《集合住宅タイプの場合》 例：入居可能戸数が「6部屋」
 $6戸 \times 1,200,000円 = 7,200,000円$ （補助金額）

◇ 《戸建てタイプの場合》 例：入居可能棟数が「6棟」
 $6棟 \times 1,700,000円 = 10,200,000円 \Rightarrow 10,000,000円$ （補助上限額）

支援金交付までの流れ

支援金交付までの流れ	必要な書類等	
	役場で準備している書類	各自準備して頂く書類
工事業者に見積もり依頼	工事内容が補助の対象になるか不明なときは、事前にお問い合わせください。	
①支援金交付申請 (申請者⇒役場) ※工事着手前に申請します。	□交付申請書(様式第1号)	□工事見積書の写し □工事請負契約書の写し □位置図・平面図・立面図 □新築しようとする場所の写真(工事着工前写真) □建築確認済証の写し(不要な場合は工事届の写し) ----該当する方のみ必要---- □令和2年1月1日時点において町外者である場合は、世帯全員の納税証明書の写し、法人の場合は法人税の納税証明書の写し
②支援金交付決定の通知 (役場⇒申請者)	①の申請内容を審査し、適合する場合は、交付決定通知書を通知します。(申請日からおおむね1週間～2週間程度)	
○工事着手	②の交付決定通知を受理した後、工事に着手してください。	
③申請内容の変更・中止 (申請者⇒役場)	申請内容に変更または申請を取下げする場合は、承認申請が必要です。 □支援金交付変更(取下げ)承認申請書(様式第3号)	
○工事の完成	工事が完成したら工事代金を工事業者に支払っていただき、速やかに④の工事実績報告書を提出してください。	
④工事実績報告書の提出 (申請者⇒役場)	□実績報告書(様式第5号)	□領収書等の写し □完成した賃貸住宅の写真 □入居者の募集を開始したことが分かる広告等
⑤完成検査 (役場⇒申請者)	実績報告書の審査を行い、後日完成検査を実施します。	
⑥支援金交付額の確定 (役場⇒申請者)	⑤の検査に合格後、支援金の交付額確定通知書を通知いたします。また、⑦にて必要な交付請求書(様式第7号)も同封しております。	
⑦支援金の請求 (申請者⇒役場)	⑥の交付額確定通知書を受理した後、同封されている交付請求書と通帳の写しを提出します。(請求書提出日から概ね一か月後振込み予定)また、請求日の確定後、「補助金等交付指令書」を申請者に通知いたします。 □支援金交付請求書(様式7号) □口座番号・支店・通帳種別がわかる通帳の写し ※支援金は、申請者ご本人へお振込となります。	

よくある質問

- 受付期間について教えてください。
A.受付期間は、令和3年4月1日（木）から、令和4年1月31日（月）までです。しかし、交付金額が高額なこともあり、予算の確保が困難な場合があります。建築を予定している際は、事前に受付状況をご確認していただきますようよろしくお願いいたします。
予算に達し次第、受け付けを終了する場合がありますので、ご了承ください。
- 申請するタイミングはいつですか？
A.工事着手前です。
- その他併用できない制度はありますか？
A.併用が認められていない他の制度。
- 昨年度利用して、今年度も利用できますか？
A.利用ができます。
- 申請者は誰になりますか？
A.建築工事の契約者（施主）となります。
- 補助金はいつもらえますか？
A.町の完了検査が終わり、交付額が確定して、請求書を提出してから1ヶ月後ごろになります。
- 補助金はいくらもらえますか？
A.集合住宅の場合、入居可能戸数1戸あたり120万円です。
戸建てタイプの場合は、入居可能棟数1棟あたり170万円です。
- 実績報告の期限日はありますか？
A..令和4年3月31日までとなります。やむをえない理由でこの期限を超えそうなときは、事前に役場までご相談ください。